

議案第7号

匝瑳市個人情報保護法施行条例の制定について

匝瑳市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



## 匝瑳市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に別段の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、病院事業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集又は提供先
- (6) 要配慮個人情報に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したとき、又は当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイル簿を法第75条第1項の規定により作成したときは、遅滞なくその旨を市長に

届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関が法第75条第1項の規定により作成した個人情報ファイル簿に係る個人情報取扱事務

(2) 市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準じる事項を取り扱うもの

(3) 専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務  
(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第6条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、匝瑳市個人情報保護審査会

条例（令和5年匝瑳市条例第 号）第1条に規定する匝瑳市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

（1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（2） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

（3） 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第8条 市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（匝瑳市個人情報保護条例の廃止）

2 匝瑳市個人情報保護条例（平成18年匝瑳市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 次の各号に掲げる者に係る旧条例第13条第4項又は第14条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第13条第1項の委託を受けた事務に従事していた者

（2） この条例の施行前において旧指定管理者（この条例の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第

- 3 項の規定により法人その他の団体であって市が指定したものをいう。以下同じ。)の公の施設の管理の業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者
- 4 この条例の施行前において旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第27条第2項、第34条第3項において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第34条第1項の規定による請求がされた場合における自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第41条第1項中「審査会」とあるのは「匝瑳市個人情報保護審査会条例(令和5年匝瑳市条例第 号)第1条に規定する審査会(以下「新審査会」という。)」と、旧条例第47条中「審査会」とあるのは「新審査会」とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第44条第1項に規定する匝瑳市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第44条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次の各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条第1項に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第1号に掲げる者
- 7 この条例の施行前において旧指定管理者の当該旧指定管理者に係る公の施設の管理の業務として旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において当該旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例

第59条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 附則第6項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第7項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第13条第1項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは旧指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は旧実施機関から旧条例第13条第1項の委託を受けた法人若しくは人若しくは旧指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、当該委託を受けた法人若しくは人又は旧指定管理者である法人の業務に関して附則第6項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該委託を受けた法人若しくは人又は旧指定管理者である法人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

11 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（匝瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

12 匝瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第11条中「匝瑳市個人情報保護条例（平成18年匝瑳市条例第11号）」を「匝瑳市個人情報保護法施行条例（令和5年匝瑳市条例第号）」に改める。



(参考)

匝瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (附則第12項関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第10条 略 (個人情報の取扱い等)</p> <p>第11条 指定管理者の役員(法人でない指定管理者にあつては、当該指定を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に当たっては、<u>匝瑳市個人情報保護法施行条例(令和5年匝瑳市条例第 号)</u>の定めるところにより個人情報<sup>が適切に保護されるよう配慮するとともに</sup>に、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用し、若しくは不当な目的のために使用してはならない。 以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略 (個人情報の取扱い等)</p> <p>第11条 指定管理者の役員(法人でない指定管理者にあつては、当該指定を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に当たっては、<u>匝瑳市個人情報保護条例(平成18年匝瑳市条例第 11号)</u>の定めるところにより個人情報<sup>が適切に保護されるよう配慮するとともに</sup>に、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用し、若しくは不当な目的のために使用してはならない。 以下 略</p>